

平成 29 年 12 月 8 日

徳島県板野郡北島町江尻字妙蛇池 27-8
株式会社ひのき（キューテレビ）

讀賣テレビのデジタル放送同時再放送に関する
東京高等裁判所の平成 29 年 12 月 7 日付判決について

この度、当社（代表者：代表取締役 檜 悟）が平成 27 年 6 月 2 日付で国に対して行った行政訴訟につきまして、東京高等裁判所より平成 29 年 12 月 7 日付で判決言渡がありました。

主文（一部抜粋）

原告が平成 25 年 8 月 9 日付でした再放送同意に関する総務大臣裁定に対する異議申し立てについて、総務大臣が平成 27 年 2 月 25 日付で行った異議申し立てを棄却するとの決定を取り消す。

これにより、平成 25 年 7 月 30 日付で総務大臣より出された総務大臣裁定と併せて、当社業務区域内である徳島県板野郡北島町・松茂町・上板町の 3 町すべてにおいて讀賣テレビのデジタル放送の同時再放送が認められました。

当社はかねてより、地域の方々に開局当初から数十年にわたり視聴されてきた讀賣テレビの放送がデジタル放送への移行後も何ら変わりなく継続して視聴ができるよう、同時再放送について関係機関との協議、総務大臣への申請等を継続してまいりました。

また地域の方々はもとより県内の数多くの方々から再放送の継続を望むご意見、当社の取り組みに対するご支援の声を数多くいただいております。今回の判決は当社のみならず地域の方々の要望が正当に評価、判断されたものと受け止めております。

当社はこの度の判決内容と意義を踏まえ、今後も引き続き当社サービス加入者の皆様方をはじめ地域の方々のために尽力を続けてまいりますので、今後とも何卒ご支援の程よろしくお願い申し上げます。

以 上